ロ　賃貸住宅管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、賃貸住宅管理業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6　第四項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる方法のうち賃貸住宅管理業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

7　賃貸住宅管理業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、委託者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該委託者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて賃貸住宅管理業者の使用に係る電子計算機に申出をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　賃貸住宅管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに申出をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記録したものを交付する方法

8　第五項の規定は、前項各号に掲げる方法について準用する。

（公告の方法）

第四十一条　法第二十五条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

（身分証明書の様式）

第四十二条　法第二十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。

第三章　特定賃貸借契約の適正化のための措置等

（誇大広告等をしてはならない事項）

第四十三条　（略）

（特定賃貸借契約の相手方等の保護に欠ける禁止行為）

第四十四条　（略）

（特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者）

第四十五条　（略）

一　（略）

二　賃貸住宅管理業者

三　宅地建物取引業者

（新設）

（新設）

第二章　特定賃貸借契約の適正化のための措置等

（誇大広告等をしてはならない事項）

第三条　（略）

（特定賃貸借契約の相手方等の保護に欠ける禁止行為）

第四条　（略）

（特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者）

第五条　（略）

一　（略）

（新設）

二　宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法